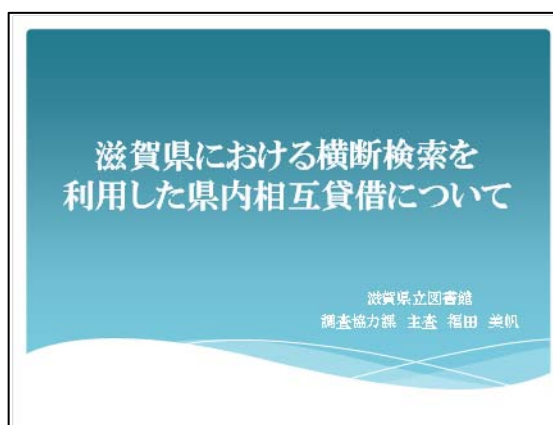


6. 参加館報告②：「滋賀県における横断検索を利用した県内相互貸借について」

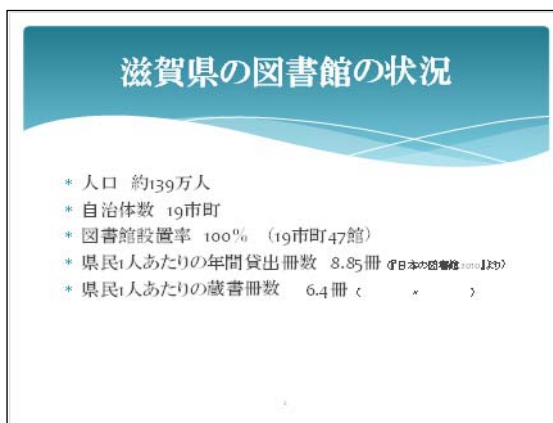


滋賀県立図書館調査協力課主査
福田 美帆

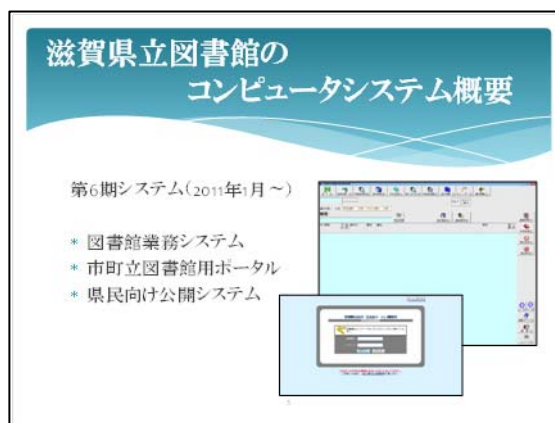
滋賀県における横断検索を利用した相互貸借についてお話しします。滋賀県立図書館の福田と申します。よろしくお願ひします。私からはシステムのスマートな話ではなくて、現場の地道な話をさせて頂きたいと思ひます。



まずはじめに滋賀県の図書館の状況について簡単にお話しします。滋賀県の人口は約 139 万人で、京都、大阪への通勤圏として県南西部を中心に人口は増加傾向にあります。自治体数は 19、図書館設置率は 100% です。『日本の図書館 2010』によりますと 県民 1 人あたりの年間貸出冊数 8.85 冊、県民 1 人あたりの蔵書冊数 6.4 冊です。



次に滋賀県立図書館のコンピューターシステムについてご紹介します。昨年 2011 年 1 月にシステム更新を行い、第 6 期システムを運用中です。システムの構成としては、窓口業務や資料管理業務などを行う図書館業務システム、県内の市町立図書館向けに公開している市町立図書館用ポータル、これは県立図書館の蔵書検索から貸出や予約の申込、リクエストの依頼などを行える協力貸出の機能ですとか、情報共有ファイル、伝言板を利用した情報交換機能を備えたシステムです。



次に県民向け公開システムとして、蔵書検索、滋賀県関係新聞記事見出し検索、こちらは 1983 年 4 月以降の滋賀県に関する新聞記事の見出しと図書館に関する記事の見出しを検索することができます。次に近江デジタル歴史街道、こちらはいわゆるデジタルアーカイブになっています。当館が所蔵する古文書や絵図などをデジタル化して公開しています。それからレファレンス事例検索、滋賀県雑誌新聞総合目録、こ



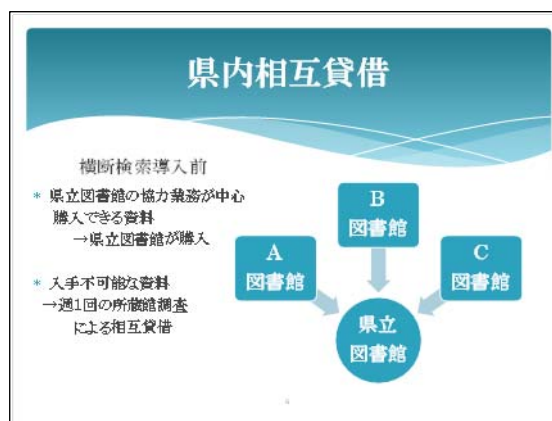
ちらは滋賀県内の公共図書館が所蔵している新聞、雑誌の総合目録です。新聞雑誌の所蔵館と所蔵範囲、保存年限を調べることができます。それと横断検索システムがあります。今回は横断検索を導入したことによって県内の市町村立図書館どうしの相互貸借がどのように変わってきたのか、また協力関係をどのように作ってきたのかをお話したいと思います。

まず横断検索システムについてです。運用開始は第 5 期システム更新時の 2006 年 1 月になります。導入にあたっては総合目録方式、横断検索方式のどちらにするのかの検討を行いました。その結果、現状ですでに Web 上で蔵書公開を行っている館、または検討している館が半数近くあったこと、併せて総合目録方式では市町村立図書館に作業面や金銭面で負担を伴うということで、横断検索方



式を採用しました。こちらでも昨年システム更新を行いまして、現在、県内の全市町村立図書館、大学図書館 10 館、琵琶湖博物館など県の関係機関 4 機関、県外の公共図書館 6 館、それと当館の蔵書を検索対象にしています。横断検索が導入される前の県内の相互貸借はどうであったかといいますと、県立図書館の協力業務を中心として行われていました。その流れについてお話ししますと、まず市町村立図書館で受付したリクエストのうち自分の館では購入しない、できないと判断した資料について県立図書館に協力貸出の依頼があります。県立図書館に所蔵があればその資料を貸出します。所蔵がない場合は購入できる資料については特殊な資料や高額な資料以外は県立図書館で購入して提供していました。もちろん本によっては市町村立図書館で購入した方がいいのでは、というようなやりとりもさせて頂いていました。予め絶版や品切れなどで入手できないとわかっている資料についても市町村立図書館からいったん県立図書館に所蔵調査の依頼が出されていました。県立図書館で週に 1 度それらを取りまとめ、FAX やメールで県内図書館の所蔵調査を行い、所蔵館があればそこから依頼館に貸し出して頂くという流れになっておりました。

そういう状況でしたのでどちらかというと、市町村立図書館と県立図書館の一対一の関係の方が強くて、市町村立図書館どうしの連携、協力の関係は弱かったとも言えます。もっとも県内図書館どうしの相互貸借の必要性については県内全ての公共図書館が加盟しています滋賀県公共図書館協議会で議論されていまして、昭和 57 年度には「滋賀県公共図書館協議会相互貸借規約」を策定していました。ただ他館の蔵書を検索することが容易でなかったことや県立図書館の協力貸出を利用すれば市町村立図書館にとって特段不便でなかったこともありまして、市町村立図書館の相互貸借について改めて議論することがないまま経過していたのが実情です。

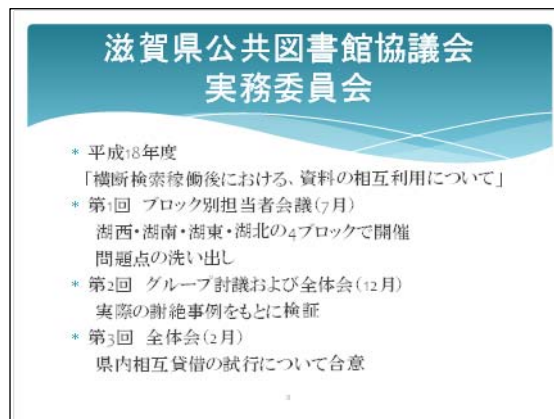


ですが、横断検索の運用がはじまりますと県立図書館を通さずに直接相互貸借の依頼をする館が出てきました。このことで様々な問題といえますか混乱が起きてきました。特に依頼した資料の謝絶について、謝絶した側、された側双方に不信、不満が残って来ました。これは横断検索の利用方法について意思統一がされていなかったこと、県立図書館の協力貸出との兼ね合いがはっきりしていなかったことが主な原



因でした。大きさに聞こえるかもしれませんが、このままでは市町立図書館どうしが信頼をもって貸借することができなくなる恐れがありました。

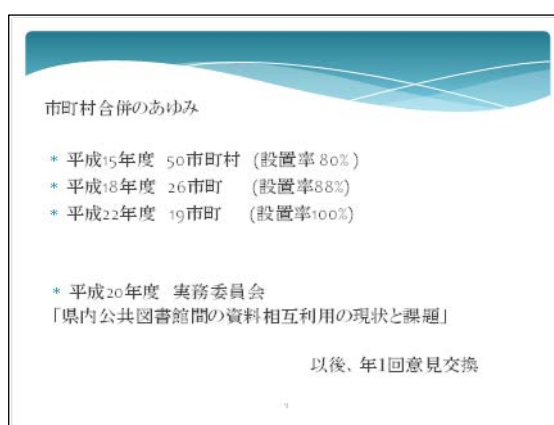
そこで翌年度の平成 18 年度に滋賀県公共図書館協議会の実務委員会において一年かけて「横断検索稼働後における資料の相互利用について」というテーマで話し合いを持つことになりました。まず第一回目として県内を湖西、湖南、湖東、湖北の 4 つのブロックに分けて協力業務担当者によるブロック別会議を開催しました。このブロック別会議では県内相互貸借について日頃感じている疑問や問題点を洗い出しました。



この場では自分の館で購入して提供しないのかというリクエストの対応そのものについての不信でありますとか、県立図書館にも所蔵がある資料を依頼されたのだが、まず県立図書館に依頼するのが正規ルートではないですか、というような意見が出た一方、自館の予算規模から考えるとリクエストを全て購入して提供するのは難しいという意見ですとか、自分の館では新しい本でも依頼されれば貸出をしているのに、断られるのは納得がいかないという意見が出されました。今、さらっとお話しましたがけれども本当に厳しい指摘がいろいろ出されていました。こうして各館が考える疑問点、問題点を洗い出した上で第二回目の会議を開催しました。最初にグループに分かれまして、実際にあった謝絶事例を基に話し合いを持ちました。まず申込館の立場から考えてその資料を購入する余地はなかったのか、借り受けは妥当だったのかの検証を行って頂きました。次に受付館の立場から謝絶の対応で良かったのか、相互貸借に答える可能性は全くなかったのかだろうか、を話し合ってもらいました。これは両方の立場から考えることで自分の図書館の発展だけではなく、滋賀県全体の図書館の発展について考えるにきっかけにしてほしいという狙いがありました。グループ討議の後、全体会として意見交換を行いました。しかし、横断検索は利用者にとって見えていることもあり、もっと協力していくべきだという意見もあった一方で県立図書館に依頼することが基本であるという意見も根強くありました。そこには、県内相互貸借を進めることで県立図書館の市町立図書館へのバックアップ機能が弱まるのではないかと不安があったように思われます。そこでいったん各館に議論を持ち帰って頂き、再度話しあって頂くことになりました。この間、県立図書館では協力車による市町立図書館への訪問の機会などを通して県立図書館の市町立図書館へのバックアップの姿勢には変わらないこと、ただ、横断検索が可能になった中ですでに複数の市町立図書館で所蔵している資料を県立図書館がさらにもう一冊購入する必要があるのか、横断検索の結果は県民からも見えますので、そういう対応が県民の目にどういう風に映るのか、かえって図書館

全体の信用を低下させる恐れがあるということ、また県全体で限られた資源の中で県内の蔵書を最大限に活用するためにどうするべきかを含め、市町立図書館の連携について考えてほしいということをお伝えしてきました。そして第三回の実務委員会で市町立図書館の資料の相互利用について各館から回答を順次報告して頂きました。その結果、ほとんどの図書館からお互いに協力していきたいという回答を得ることができました。そこで、資料が購入できるかや県立図書館に所蔵があるかに関わらず、横断検索を通じて市町立図書館どうしの相互貸借を進めていくことになりました。依頼方法は FAX によることとしまして、申込をするときには、県立図書館に所蔵があるかどうか、出版年、購入可能かどうか、借受けを依頼する理由を書いて申し込むこととしました。その上で今後問題が出てくれば、改めて実務委員会で検討する機会を持つということ、また各館の貸借のバランスがとれているか、たとえば一つの館に申込が集中していないか把握するために統計をとっていくことを決めました。県立図書館の協力業務との兼ね合いという点では、これは蔵書公開をしていない図書館もまだ残っていることから横断検索でヒットしなかった場合は従来通り県立図書館に所蔵調査を依頼すること、もし横断検索でヒットしても借り受けするか、県立図書館に購入依頼するか迷う場合はいったん県立図書館に依頼を出してもよいことにしました。その場合、県立図書館でも検討した上で判断によっては購入せずに所蔵調査に回すということにしました。この会議の最後に、依頼する時は相手館の状況を考えて申し込むこと、依頼された図書館は依頼されたことを真摯に受け止めて協力することを確認しました。それで次の年一年間はとりあえず様子を見ようということになりました。この一年の状況としては市町立図書館どうしのやりとりは増えているようでしたが、やはり横断検索で所蔵がわかって直接申しづらいということでもいったん県立図書館に依頼を出して、県立図書館の判断を待つという姿勢の図書館もまだまだ見受けられました。

ここで当時の滋賀県の市町村合併の状況について少しお話をしておきます。いわゆる平成の大合併が始まる前、県内の自治体数は 50 市町村でした。平成 18 年 3 月末に 26 市町となり 22 年 3 月に現在の 19 市町となりました。ですから相互貸借について話し合いが進んでいる時はちょうど合併が進み、今まで単独館で運営されてきたところでも、多いところでは 5 館、6 館からなる複数館となり連携ということが



まさに身近になってきた時期でもありました。貸出規則の統一ですとかシステムの統一、予算の配分や選書会議の持ち方などいろいろ詰めていくことが多くて、各市町とも大変だったと思います。ただこのことが相互協力という点で各館の意識の変化に影響していった

ように思います。平成 20 年度に改めて「県内公共図書館間の資料相互利用の現状と課題」をテーマに、実務委員会で会議を持ちました。はじめに県立図書館でのリクエスト処理の現状についてお話した後、グループに分かれ討議を行いました。相互貸借や県立図書館の協力業務についての話だけではなく、自館におけるリクエストに対する判断なども具体的に話し合われました。合併したことによって、選書やリクエストへの対応に変化があったとの意見も寄せられました。この会議でも依頼する図書館は資料について購入するかの検討を十分尽くしたか、他の図書館に借り受けする時は理由を十分に説明できるかという基本を再度確認しました。このように相互協力を進めていく上で、お互い意見交換する機会が必要不可欠ではないかということから年 1 回は実務委員会において相互貸借について議題を持つことになりました。これを受けて 21 年度、22 年度、今年度と毎年意見交換を行っているわけですが、話し合いを積み重ねていく中で、最初は直接所蔵館に依頼することをためらっていた図書館、また他の図書館へ貸出することに抵抗があった図書館でも徐々にお互いやり取りができるようになっていきました。また例え県立図書館のバックアップがあるとしても、リクエストについては購入する幅を増やすことで対応することにして、結果的に県立図書館への購入依頼が減ってきた図書館も出てきました。もちろん全て上手くいっているとは言えません。利用者からのリクエストが本当に多種多様になってきていますのでまだまだ見直しや修正が必要なところも残っています。

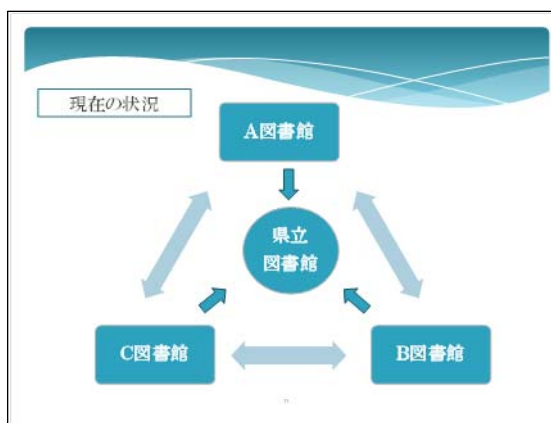
参考までにこの 4 年間の協力貸出の冊数と、県内の相互貸借の冊数をご紹介します。県立図書館からの協力貸出の冊数は平成 19 年度は 52,093 冊だったものが、平成 22 年度には 42,771 冊とやや減っており、それを補うように市町の相互貸借は平成 19 年度が 4,355 冊ですが、平成 22 年度には 8,201 冊と約 1.8 倍になっておりまして、貸借が増えてきているのがわかります。



	県立図書館の 協力貸出冊数	県内相互貸借数
平成19年度	52,093	4,355
平成20年度	50,941	5,481
平成21年度	46,309	7,716
平成22年度	42,771	8,201

現在の県内の図書館協力の姿を図で表すとこのようになるのではないかと思います。県立図書館だけではなく市町立図書館もお互い連携しているという状況です。

さて、今後の課題ですが、現在運用している市町立図書館用ポータルシステムにはパッケージとして市町立図書館の相互貸借管理機能が付いていました。横断検索の結果から依頼する図書館を指定して、このシステムから直接依頼できるようになっています。システム更新をした時はとりあえずこの機能を利用した相互貸借の申込は当面見合わせるということになっていました。ですが今年度の実務委員会の中で、運用から一年経ち、ポータルの操作方法になれてきたということ、また FAX による紙資源の利用を減らすということからもシステムを利用していくことを考えてみようということになりました。この 3 月にポータルから依頼を受け付けても構わないという図書館を募集しましてテスト運用を行っていくことになっています。テスト運用の結果をもとに来年度、実務委員会でシステムの活用についてさらに話を進めていきたいという風に思っています。



最後に今回お話した内容ですが、みなさんの図書館からすると何回も話し合いをするなどまどろっこしいかもしれません。県立図書館がルールを決めてしまえば、簡単に解決する問題のように思います。ですが、私たちはこうやってお互い確かめ合うことが自分の図書館だけではなく滋賀県の図書館全体が発展するためにどうすべきかということを考える重要な役割があるという風に思っています。昨年度の実務委員会の

話なのですが、ある図書館からもっと効率的に申込をしたいので新しい本は発売後どれくらいたったら申込ができるか、各館の貸借基準を公開してはどうかという意見がありました。その時に貸借基準に頼ることで一冊の本に対する図書館の姿勢を損なうことにはならないでしょうか、断り/断られることでリクエストに対する検討を深めていくことができるのではないのでしょうか、という反対意見が出されました。このような議論が出来ることが今までみんなで悩んできたことの成果だと思っています。横断検索や総合目録などシステムはあくまで目的ではなく、手段です。どこにどんな資料があるか簡単にわかったとしても、その資料について購入すべきかどうか、借りて提供することが本当にいいのか、常に



平成 24 年 3 月 9 日（金）
第 19 回総合目録ネットワーク事業フォーラム
記録集

考えないといけませんし、また依頼された図書館はその依頼の背景を深く受け止めることが必要です。一つ一つのリクエストの処理はともすれば流れ作業になってしまいがちです。しかしどう対応することがよりその図書館にとって、また市民にとってベストであるか考え続けることが、資料費が厳しくなっていく中で今後ますます重要になっていくと思います。以上で滋賀県における横断検索を利用した県内相互貸借についての話を終わります。ありがとうございました。